

産業

市制施行20周年記念事業
まきのほら産業フェア2025を開催します

問い合わせ 商工企業課 大石 ☎(53) 2647

「まきのほら産業フェア」では、市内企業の製品販売や展示を通じて、地域の産業を紹介します。その他、姉妹都市・友好都市の特産品販売や市民団体によるパフォーマンスを実施します。

開催日時

11月16日 午前9時～午後3時
※雨天決行（荒天の場合は中止）

会場

牧之原市役所相良庁舎周辺（相良275）

来場者駐車場

▼相良中学校グラウンド
▼さがらサンビーチ
※雨天時はさがらサンビーチのみ。
※榛原庁舎発着のシャトルバスの運行を予定しています。

出店（展）内容

市内産業の紹介
▼市内企業の製造品の展示、販売
▼市内企業の職業体験コーナー
▼地元の農産物の販売および試食
▼市内飲食店などによる飲食物の販売 など
交流市町のブース出展など



昨年度の様子（会場：GasOneアリーナ牧之原）

姉妹都市や友好都市、観光イベントなどで交流のある県外市町のブース出展
その他のイベント
▼市民グループや小学生によるダンスなどのパフォーマンス披露
▼開運餅投げ など
※内容は変更になる場合があります。

問い合わせ

まきのほら産業フェア2025
実行委員会（市商工会内）
☎(52) 0640

税金

11月と12月は「滞納整理強化月間」です
税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ 税務課 収納管理係 ☎(23) 0022

県と市町は、財源確保に加え、納期内納付をいただいている皆さんとの公平性を確保するため、一丸となり徴収の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

税金は社会を支えるための財源

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障、教育、ごみ処理、道路整備など、皆さんが行政サービスを受けるための貴重な財源です。

納税は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアのほか、スマホ決済や専用サイトでのクレジットカード払いなども可能です。

確実に便利な口座振替がおすす

金融機関などに行かなくても、納期限内に指定口座から自動的に振替納付をすることができますので、ぜひご利用ください。

市内金融機関支店窓口に備え付けの依頼書に必要事項を記入し、口座の届出印を押印してお申し込みください。

税金を滞納（なぐ）

期限内に納付がない場合は、納

期限から20日以内に督促状（手数料100円加算）を送付します。また、納期限を過ぎると、納期限翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が発生し、納付が遅れるほど金額が増加します。
また、未納がある人を対象に、電話による納付の案内を行う「牧之原市収納コールセンター」を開設しています。
納付や納税相談がない場合には、金融機関や勤務先、取引先などに財産調査を行います。その調査結果に基づき財産を差し押さえ、その財産を公売するなどして換価して、滞納している税金に充当します。これらの一連の手続きを「滞納処分」といいます。

早めの納税相談を

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納期限までに税金の納付が困難な場合には、完納に向け、納税相談を行っています。

令和6年度 差押件数

預貯金	給与	年金	保険	不動産	動産	その他	合計
96件	312件	223件	6件	2件	0件	41件	680件

情報

災害時にも市LINEや静岡朝日テレビのデータ放送の活用を
市内のさまざまな情報を随時発信しています

問い合わせ 秘書広報課 横山 ☎(23) 0040

市LINE公式アカウント

市LINE公式アカウントは、平時はイベントや生活情報、災害時などの有事には、災害情報をお届けしています。台風15号の際にも活用し、市の情報発信に不足はならない手段になっています。

ぜひ「友だち追加」をしていただき情報を取得してください。なお、ほしい情報を受信する場合、受信設定をする必要があります。未設定の場合は緊急情報のみが届きます。ぜひ、受信設定をお願いします。

静岡朝日テレビデータ放送

地上デジタルテレビにおいて、静岡朝日テレビの「自治体広報情報サービス」を活用し、市からのお知らせをデータ放送で発信しています。

①チャンネルを「静岡朝日テレビ」にする。
②リモコンの「データ（d）」ボタンを押すと、【牧之原市の広報情報】が見ることができます。

牧之原市LINE公式アカウント



市公式LINE 基本メニュー

友だち追加はこちら



▼LINEのID検索画面にて検索

makinohara_city

◀二次元コードを読み取り

地上デジタルテレビのデータ放送（dボタン）

「d」ボタンは、テレビの機種によって配置が異なります。



相談

「保険金を使える」と勧誘する手口が増えています
災害に便乗した悪質商法に注意してください

問い合わせ 市民相談センター 杉山 ☎(23) 0088

台風や大雨などの災害時には、便乗した悪質商法が多数発生しており、今回の台風15号でも実際に事案が発生しています。災害発生地域だけが狙われるとは限りませんので、十分注意してください。

相談事例

【工事・建築】

▼台風で自宅の屋根瓦がずれ、点検や見積りもりのつもりで業者を呼んだ。「放置すると雨漏りする」と屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。

▼豪雨で雨漏りしたので修理してもらったが、さらにひどくなった。

【保険金】

▼「保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求の支援をする」と以前発生した災害の被災地調査員を名乗った人が来た。契約してしまったがクーリング・オフしたい。

▼台風の後片付けをしていたら、「損害保険を使って無料で雨どい修理ができる。経年劣化で壊れた物も可能」と業者が訪問してきた。保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したが、やはり不審だと思っ

のでやめたい。
【寄付金、義援金】
ボランティアや市職員と名乗る

人から、募金や義援金を求める不審な電話や来訪があった。
消費者へのアドバイス

【工事・建築】

▼契約を迫られても、その場では決めず慎重に行いましょう。できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。

▼契約後でも、クーリング・オフができる場合があります。

【保険金】

▼「自己負担なく修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

▼経年劣化の損傷と知りながら自然災害などによる損傷と申請することとは絶対にやめましょう。

【寄付金・義援金】

▼金銭を要求されても、決して支払わないでください。
▼公的機関が、電話などで義援金を求めることはありません。寄付する際は、募っている団体などの活動状況や使途を確認しましょう。

お困りの際は一人で悩まず市民相談センターなどに相談ください。
▼消費者ホットライン「188」番
▼警察相談専用電話「#9110」番